

平成25年5月9日

各 位

会 社 名 静 岡 瓦 斯 株 式 会 社 代表者名 取締役社長 戸野谷 宏 (コード番号:9543 東証第一部) 問合せ先 執行役員コーポレートサービス部長 増田 雄一郎 (TEL.054-284-4141)

## 単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日(平成25年5月9日)開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数を変更および定款の一部を変更について、以下のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 単元株式数の変更について

## (1)変更の理由

投資家の皆様にとってより投資し易い環境を整えることで、当社株式の流動性の向上および投資家層の更なる拡大を図ることを目的に、単元株式数の変更を行うことといたしました。

# (2)変更の内容

単元株式数を500株から100株に変更します。

## (3) 変更予定日

平成25年7月1日(月曜日)

(参考) 平成25年7月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

# 2. 定款の一部変更

## (1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

# (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所)

| 現 行            |                               | 変更案                 |      |  |   |
|----------------|-------------------------------|---------------------|------|--|---|
| 第2章 株          | 式                             | 第2章                 | 章  株 |  | 式 |
| (単元株式数)        |                               | (単元株式数)             |      |  |   |
| 第8条 当会社の単元株式数は | 第8条 当会社の単元株式数は, <u>100</u> 株と |                     |      |  |   |
| する。            |                               |                     |      |  |   |
|                |                               |                     |      |  |   |
| (新設)           |                               | <u>附則</u>           |      |  |   |
|                |                               | 第8条の変更は、平成25年7月1日をも |      |  |   |
|                | ってその効力を生じるものとする。なお,           |                     |      |  |   |
|                | 本附則は効力発生後、削除する。               |                     |      |  |   |

以上